

本市の手帳所持者の状況と 障害福祉サービスの現状

身体障害者の手帳所持者数

	26年度						27年度						28年度					
	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計	視覚	聴覚	言語	肢体	内部	計
1級	132	10	3	807	878	1,830	133	10	3	752	903	1,801	127	9	3	702	959	1,800
2級	92	98	6	736	9	941	107	95	5	692	11	910	118	92	6	648	11	875
3級	26	108	45	624	110	913	26	101	43	600	116	886	26	93	42	566	102	829
4級	16	112	44	828	282	1,282	16	112	42	822	280	1,272	16	111	44	792	297	1,260
5級	34	2	-	405	-	441	30	1	-	416	-	447	27	1	-	430	-	458
6級	30	250	-	187	-	467	27	248	-	185	-	460	23	245	-	175	-	443
計	330	580	98	3,587	1,279	5,874	339	567	93	3,467	1,310	5,776	337	551	95	3,313	1,369	5,665
うち18歳未満	1	10	1	44	22	78	0	8	1	43	22	74	0	6	0	40	22	68

知的障害者の手帳所持者数

障害程度	26年度	27年度	28年度
A	401	417	424
B	751	759	761
計	1,152	1,176	1,185

精神障害者の手帳所持者数

障害等級	26年度	27年度	28年度
1級	183	167	162
2級	375	387	381
3級	153	162	173
計	711	716	716

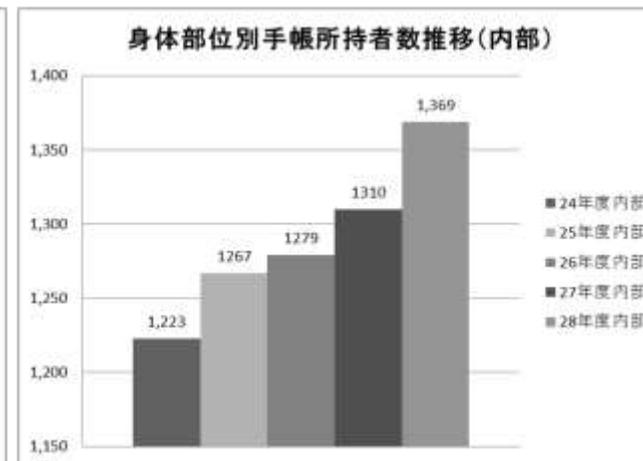
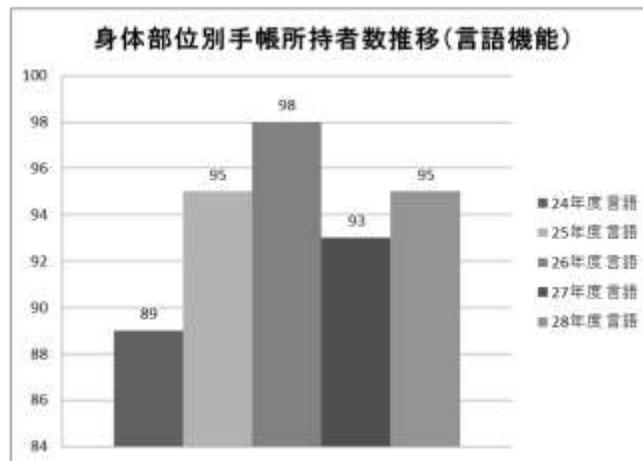
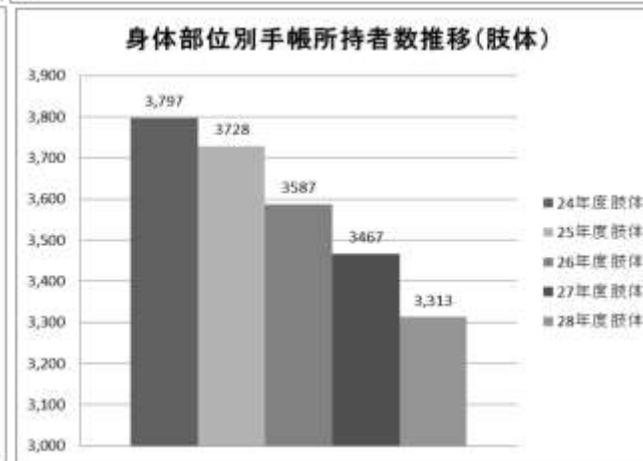
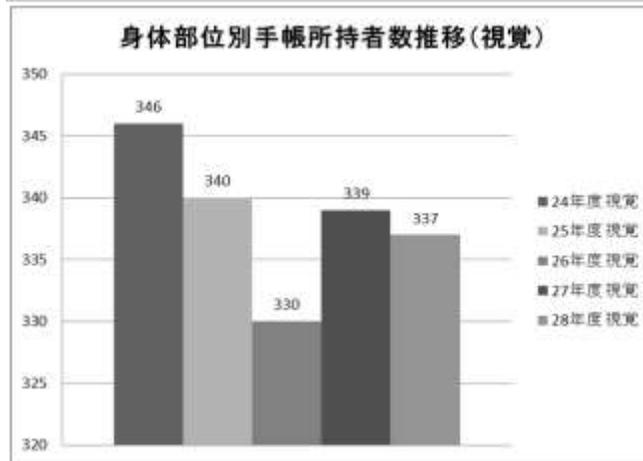
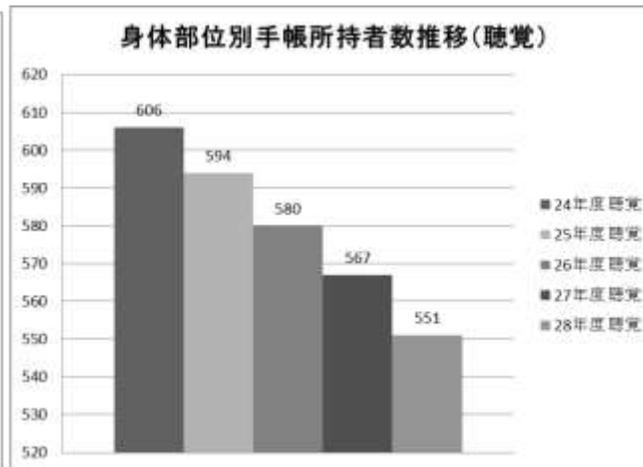
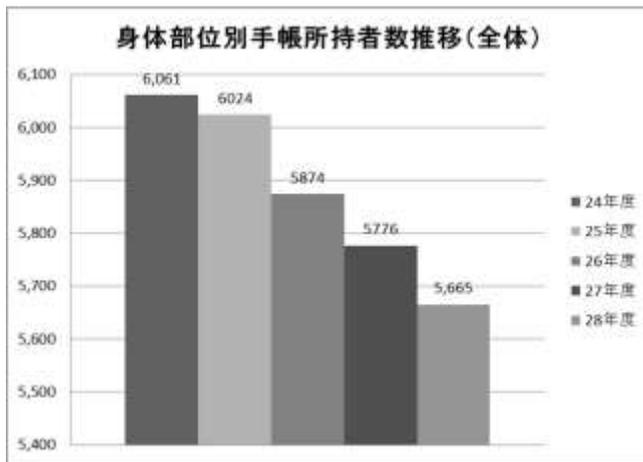
(平成29年度 健康と福祉の概要 参照)

身体障害の等級表によれば、
視覚障害 1～6 級まで
聴覚障害 2, 3, 4, 6 級のみ
肢体機能 1～7 級で

(手帳交付は 6 級まで)
言語機能 3,4,5 級のみ
内部機能 1, 3, 4 級のみ
内部機能のうち免疫機能は 1～4 級と
なっている。

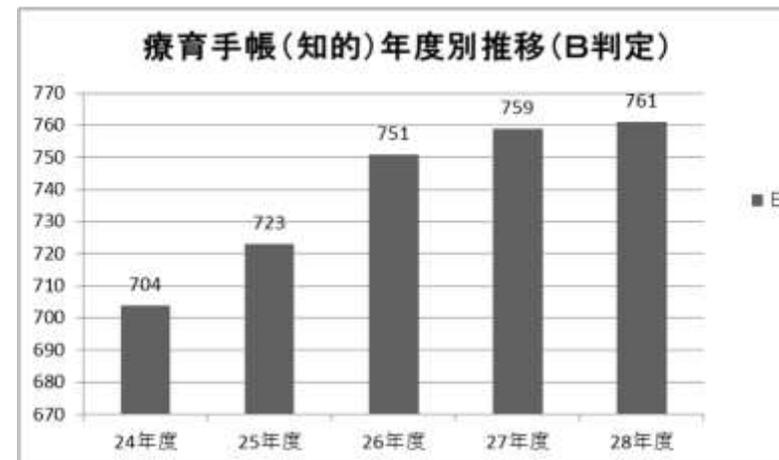
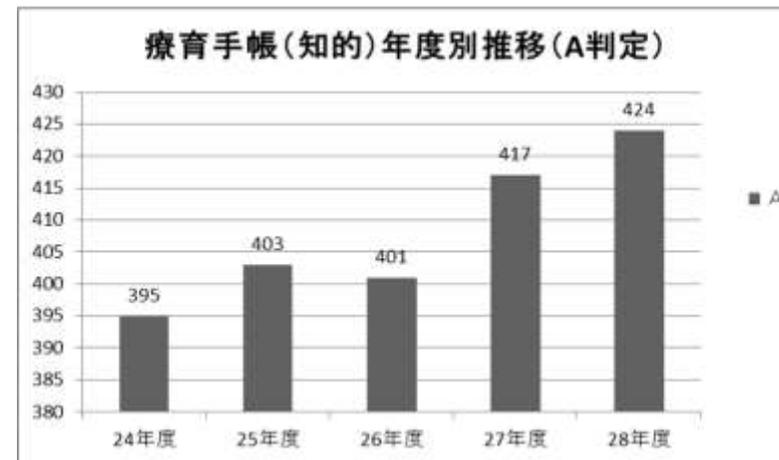
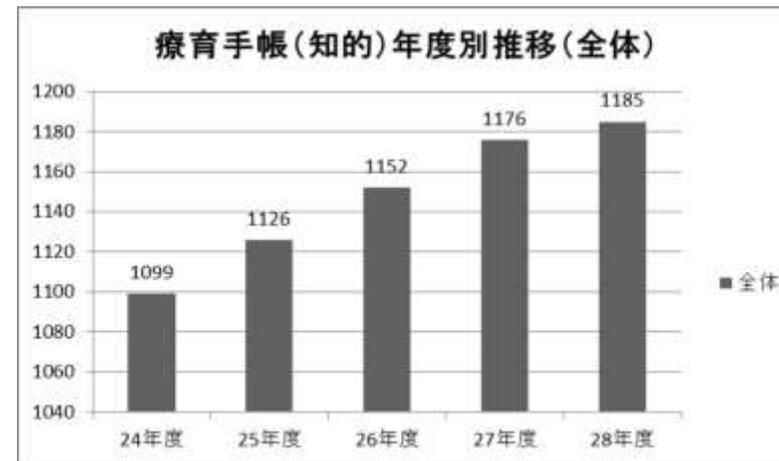
複数の障害が重なっている場合は、重
度の障害がある方に総合等級分けされ
ている。

全体を見ればどの等級も
年々減少傾向にあるが、
内部機能障害は増加傾向にある。



知的障害の手帳は、5年比較をしても増加傾向にある。

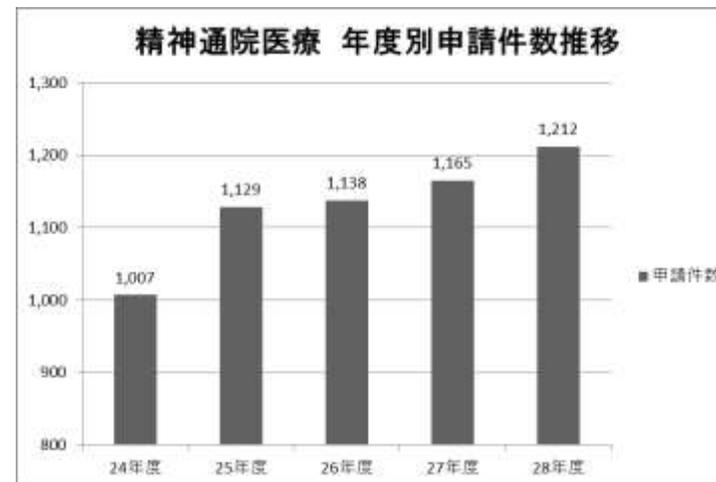
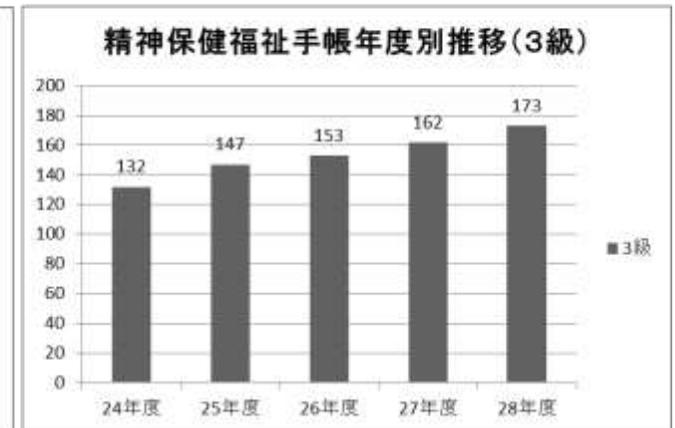
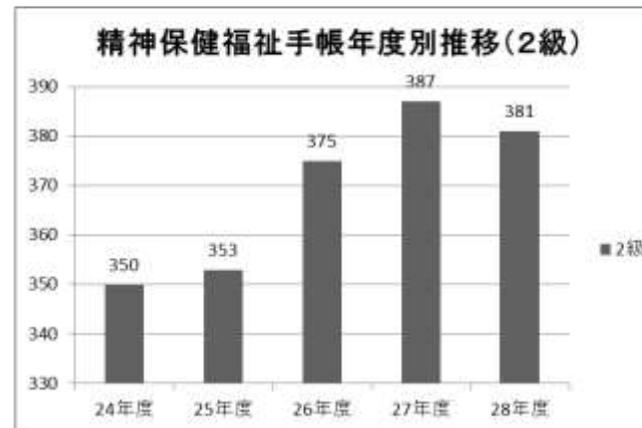
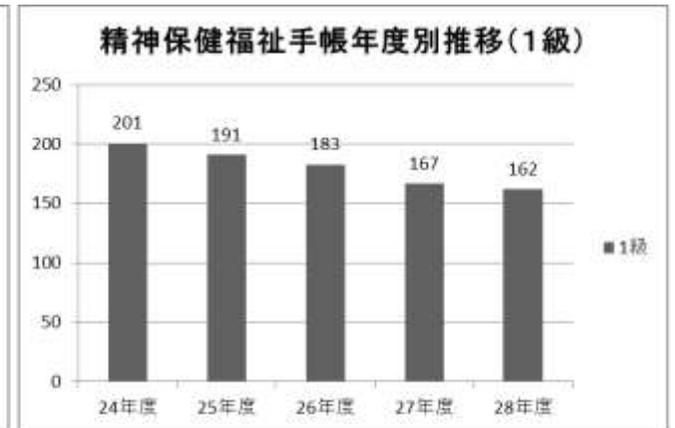
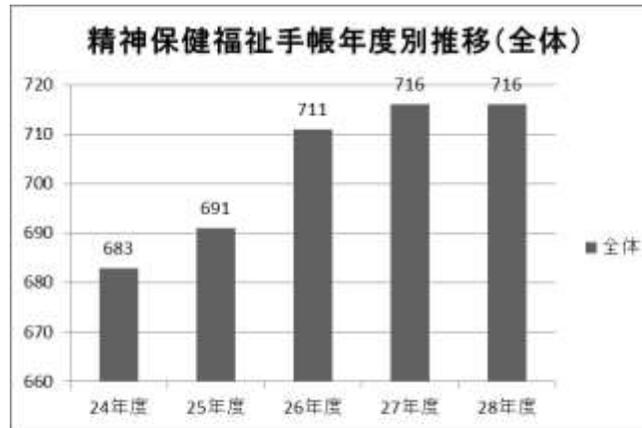
A判定は、増加傾向にあり、B判定は、微増傾向にある。



精神障害者の年度推移は、横ばい傾向となっているが、平成 30 年度から雇用促進法による法定雇用率算定に精神障害が加わることから増加すると見込まれる。

ここ 5 年の 1 級の推移は減少傾向にあるが、手帳等級に対する判定基準が見直されていることが原因と考えられる。

精神通院医療の申請件数は増加傾向にあり、5 年間で 200 人以上増加している。



指定障害福祉サービス事業所の整備状況

これまで整備された指定障害福祉サービス事業所は下表のとおりです。

年度	事業所	
25年	指定特定相談支援 指定特定相談支援・障害児相談支援 就労移行支援・就労継続支援B型 共同生活援助 生活介護 自立訓練（生活訓練）	愛光園 光の子（現在休止） 多機能型事業所ひかり 一体型指定共同生活介護事業所やすらぎ・どんぐり第2住居（外部型） 作業所月山 多機能型事業所やまびこ
26年	短期入所 自立訓練生活・就労移行 就労移行 指定特定相談支援・障害児相談支援 生活介護 就労B 放課後デイ GH 外部 居宅・重度 短期入所（医療型）	短期入所センターはちもり・草笛の家 多機能型事業所いちほ 障害福祉サービス事業「作業所月山」 計画相談室「よつばの里」 多機能型事業所「つばさクラブ」 障害者支援オフィス「ひので」・障害者支援施設鶴岡市立愛光園 合同会社ハウスカ くるみ ヘルパーステーション しんわかい 鶴岡協立病院
27年	生活介護 放課後デイ 就労B 自立訓練生活 生活介護(基準該当) グループホーム（包括）	工房せい 市立愛光園・みんなのそら さんのう 根っ子杉 デイサービス ハビビ伊勢原 ゆずり葉
28年	短期入所 児童発達支援・放課後デイ グループホーム 生活介護 就労継続支援A型 一般相談支援・特定相談支援 自立訓練・就労移行支援 就労継続支援B型 就労継続支援B型・生活介護 居宅介護・重度訪問介護・同行援護	永寿荘ショートステイ メグシイ、キッズスクールメグシイ DISCOVERY HOUSE（ダルク） オフィスひので Fe ふあーむ アスピア精神保健福祉士事務所 アスピアソーシャルアクション もみの木、りーふ スロークワーク新町 庄内たがわ農業協同組合

障害福祉サービスの体系

介護給付

サービス名	サービス内容	利用者数 H28-10	市内 事業所数
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います 家事援助、身体介護、通院介助、乗降介助	175	20
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障害者・精神障害者で行動障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	4	
同行援護	重度の視覚障害のある人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	4	4
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	52	10
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	23	山形病院等
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	351	15
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	230	4
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	0	0
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います	0	0

訓練等給付

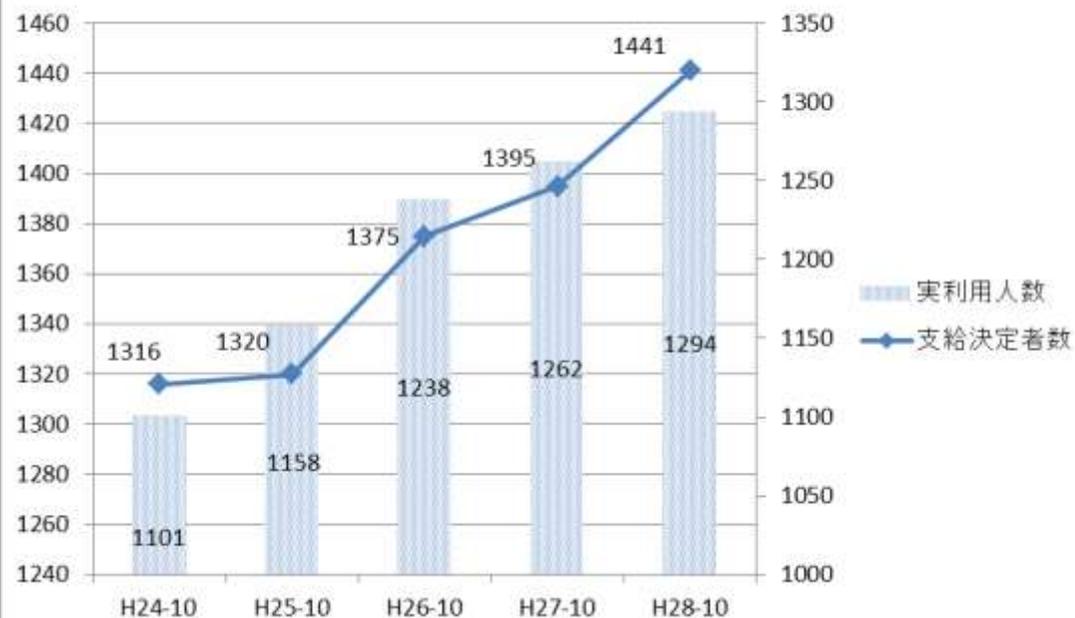
サービス名	サービス内容	利用者数 H28-10	市内 事業所数
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	0	3
自立訓練（生活訓練）		61	11
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	40	6
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	72	3
就労継続支援（B型）		512	30
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	190	外部 5 包括 28

障害児通所支援

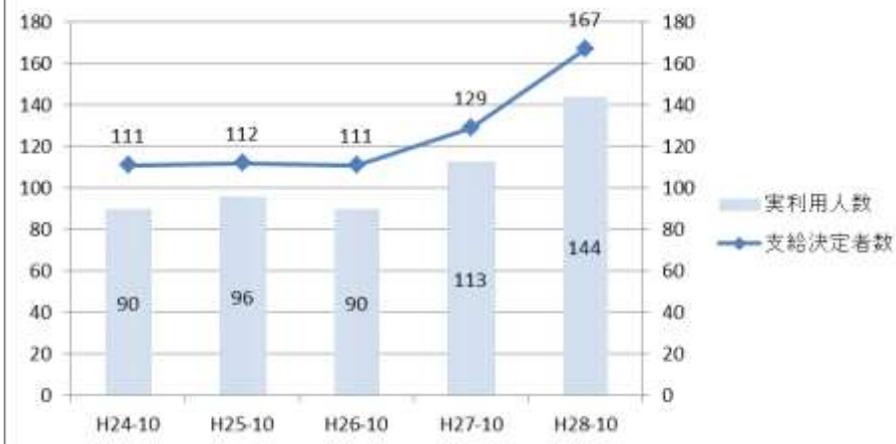
サービス名	サービス内容	利用者数 H28-10	市内 事業所数
児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	31	4
医療型 児童発達支援	未就学の障害児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び治療を行います。	0	なし
放課後等 デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	113	7
保育所等 訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。（保育所・幼稚園・小学校・支援学校等）	0	なし
障害児 相談支援	障害児通所支援等を利用する障害児に対して、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成、一定期間ごとにモニタリングを行います。	128	5

支給決定者と利用者数の推移

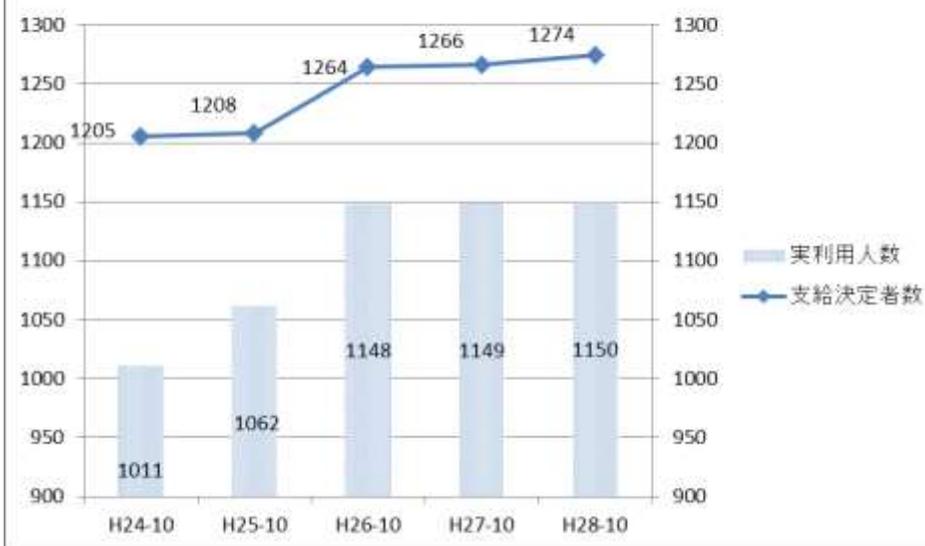
①+② 支給決定者数と実利用人数の推移



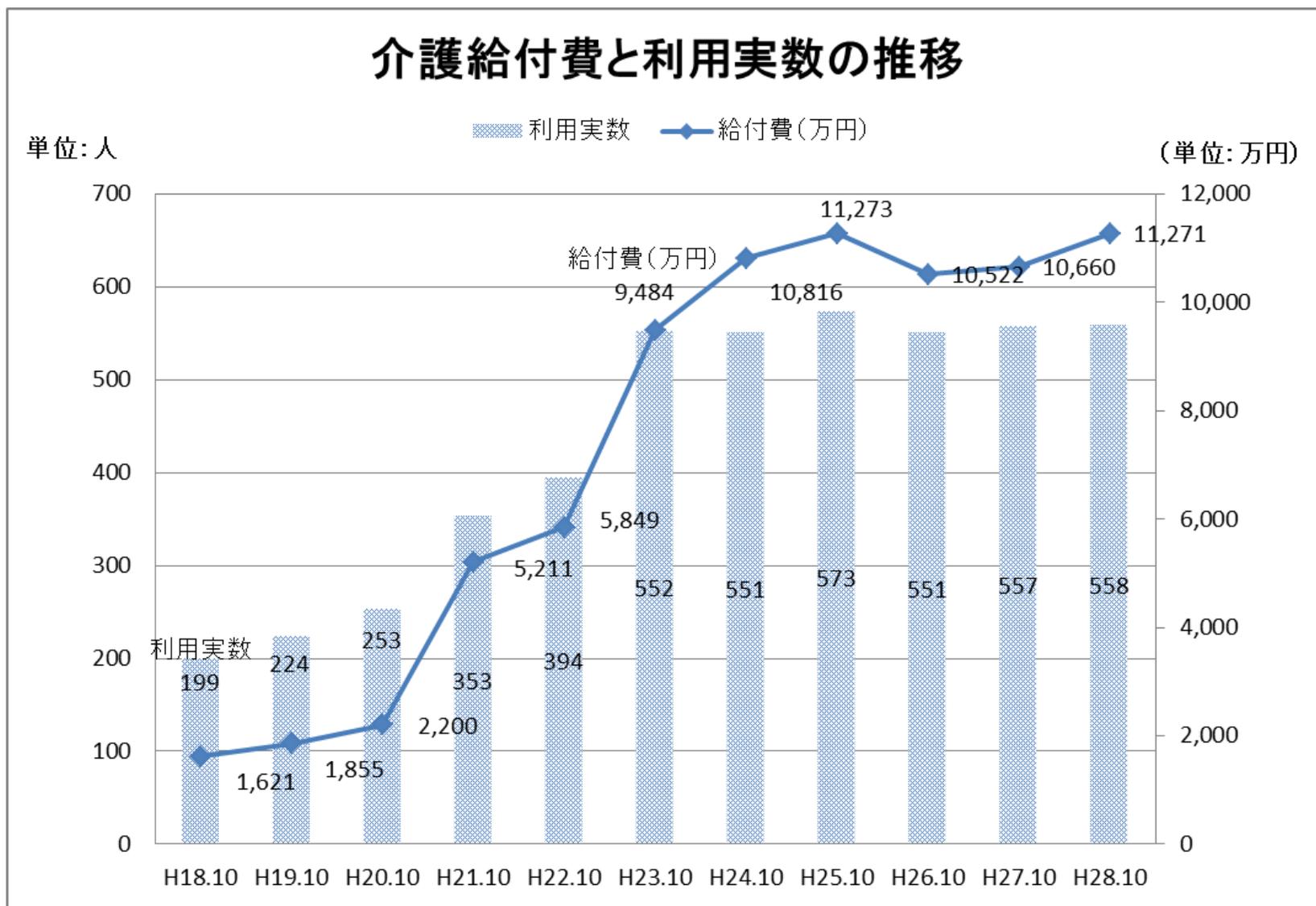
① 障害児の支給決定数と実利用人数の推移



② 障害者 支給決定者数と実利用人数の推移

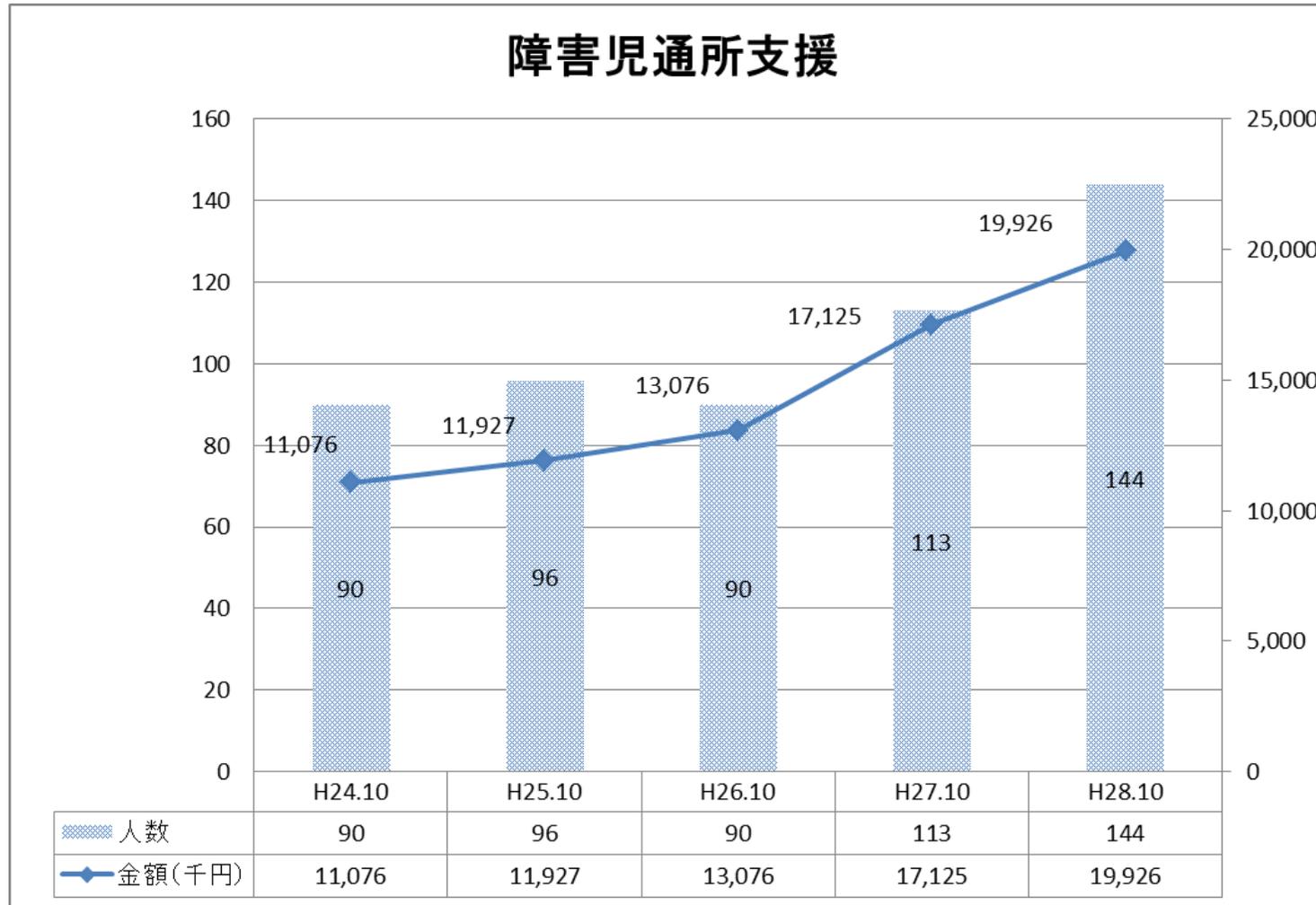


介護給付費と利用者数の推移



居宅介護・重度訪問介護・同行援護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・行動援護・重度障害者等包括支援

障害児通所支援給付費と利用者数の推移



児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援

障害者福祉制度の動向

平成18年	4月	障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
	12月	法の円滑な運営のための特別対策 （①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置）
平成19年	12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 （①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
平成21年	3月 7月 9月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出 衆議院の解散に伴い廃案 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年	1月 4月 6月 12月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意→障がい者制度改革推進会議において議論開始 低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定） 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（議員立法）が成立 平成24年4月から施行
平成23年	6月 7月 8月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（議員立法）が成立 平成24年10月施行 「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
平成24年	6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる総合支援法が成立）及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律」（議員立法）が成立 平成25年4月施行
平成25年	6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年4月施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立 平成28年4月施行
平成27年	12月	社会保障審議会障害者部会において「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の報告書をまとめる。
平成28年	6月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正 平成30年4月から施行

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

1

（出典：厚生労働省ホームページ）